

城南家保ニュース Vol.24-4

熊本県城南家畜保健衛生所

〒868-0042 人吉市蟹作町一本杉 1237-1

TEL 0966-22-3814 FAX 22-3617

E-mail jounankaho@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/site/179/>



「くまもと家畜防疫の日」が制定されました

Q 制定までの経緯は？

A 平成 22 年 4 月 20 日に宮崎県で発生した家畜伝染病の口蹄疫は、同県において、牛、豚等約 29 万頭を殺処分する事態に拡大した後、8 月 27 日に終息しました。日本は、平成 23 年 2 月 5 日に口蹄疫清浄国に復帰していますが、台湾、中国等のアジア諸国では現在も口蹄疫が続発しており、また、国際的に人や物の動きが活発化しているため、国内及び県内への侵入リスクは依然として高い状況にあります。

熊本県では、国における家畜伝染病予防治法、飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針の一部改正を受けて、平成 24 年 2 月に口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアルを改訂するとともに、県内の家畜飼養者及び畜産関係者の防疫意識を高めるために、毎月 20 日を「くまもと家畜防疫の日」と定め、農場消毒及び家畜飼養衛生管理基準の自主的チェックを県下一斉に行うこととしました。

Q 何をやるの？

A 具体的には、県内一斉に農場入口および農場周囲に消石灰を散布しているか、踏込消毒槽を設置しているか、農場へは必要以上に立入禁止としているか等の、飼養衛生管理基準の再チェックを行い、出来ていなければ改善する日とします。

Q 「くまもと家畜防疫の日」は、いつから実施するの？

A 平成 24 年 7 月 20 日を第 1 回目としますが、既に新しい飼養衛生管理基準も施行されています。早速、毎月 20 日を防疫の日として始めてみましょう。



偶蹄類飼養農家における臨床立入検査を実施しています

近隣諸国では現在でも口蹄疫の発生が認められており、我が国の周辺状況を鑑みると口蹄疫ウイルスの侵入リスクは依然高い状況にあると考えられます。

今後、一層の口蹄疫に対する危機意識を高めるため、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針第2の2の(2)及び家畜伝染病予防法第51条の規定に基づき、毎年1回以上の県内農場全戸臨床立入検査を実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況確認及び指導を行うこととなりました。

現在、市町村の協力のもと、立入検査を実施中です。御多忙の中、恐縮ですがご対応の程よろしくお願ひします。

○検査内容

- ・ 飼養衛生管理基準遵守状況の確認
(病原体の侵入防止対策として、立入禁止看板、車輦消毒・踏込消毒実施状況、衛生状態の確認、入場者記録簿の作成・保管状況など)
- ・ 基本情報の確認(頭数、疾病発生状況など)
- ・ H24.2 提出の定期報告の確認
- ・ 近隣諸国の口蹄疫発生状況の周知



死亡家畜の適正処理について

死亡家畜の適正処理やBSE検査については、これまでも家畜の飼養者や関係機関に対して周知を図ってきましたが、残念ながら今年の4月に死亡牛の不適正処理事例が確認されました。今回の事例は、家畜伝染病予防の観点からも重大な事例であり、適正な処理をお願いします。また、7月以降は暑熱による死亡牛の増加及び腐敗の早い進行が予想され、腐敗がひどいと化製処理が実施できない場合があります。その際は、月齢に関係なく追加料金が発生しますので、併せて早めの搬入をお願いします。

(1) 死亡家畜の適正処理

- ・ 死亡獣畜*取扱場以外の施設での処理は禁止
- ・ 自己所有地であっても、埋却、放置は違反行為
(死亡獣畜*: 牛、馬、豚、綿羊及び山羊)

(2) 24ヶ月齢以上の死亡牛の届出

- ・ 死体検案を実施した獣医師、または、
検案を受けていない場合はその所有者
→ 死体の所在地を管轄する都道府県知事へ死亡牛の届出

(3) トレーサビリティに関する死亡牛の届出

- ・ 年齢に関係なく個体識別の情報管理のため届出が必要

